

## 平成27年度以降の認知症（もの忘れ）相談の体制について（案）

介護保険制度の見直しの柱の一つとして「認知症施策の推進」が掲げられており、「認知症初期集中支援チーム」の設置と「認知症地域支援推進員」の配置が平成27年度以降、制度化され地域支援事業として実施が求められている。

一方、区が医師会の認知症専門医の協力を得て、これまで取り組んできた高齢者相談センターにおける認知症（もの忘れ）相談事業では、相談者の待ち時間の解消や今後の相談者数の増加への対応、認知症の疑いのある単身者や受診拒否者等の早期対応が課題となっている。

こうしたことから、今後、下記のとおり相談事業の体制を充実させ、課題の解決を図るとともに、制度改正に向け、専門医による「訪問相談」ができる体制を整えることとする。

## 記

## 1 事業目的

高齢者相談センターにおいて医師による認知症（もの忘れ）相談を行うとともに、認知症の疑いのある単身者や受診拒否者等に対し、専門医による訪問相談を実施することにより認知症の早期発見および適切な対応に向けての支援を行うことを目的とする。

## 2 事業内容

- ・医療について（治療の可否、受診の仕方）
- ・対応の仕方や関わり方について
- ・介護保険サービス等の支援について
- ・関係機関の紹介について
- ・関係者からの相談について（困難事例のアドバイス等）

## 3 対象者

認知症に関する相談を必要とする区民および関係者

※ 訪問相談対象者（認知症初期集中支援チームにおける対象者の定義）

40歳以上で、在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のア、イいずれかの基準に該当する者とする。

ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- （ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- （イ）継続的な医療サービスを受けていない者
- （ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない者
- （エ）診断されたが介護サービスが中断している者

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している。 ※ 区の訪問相談では対象としない。

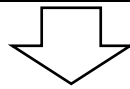
#### 4 平成27年度以降の相談体制の見直しの考え方

- 各センターの相談に専門医・サポート医による複数体制を整えることで、訪問相談を含めた区民ニーズへの柔軟な対応を図る。
- 専門医・サポート医と認知症地域支援推進員の調整により、月の枠（医師1名2時間×2名）の中で柔軟な運用を図る。  
例：センターでの相談はサポート医のみ、専門医による訪問相談は別日に設定する。  
月の相談者数や医師の都合によって、時間短縮も可能とする。
- 相談内容については、事前に医師と認知症地域支援推進員の間で調整する。
- 事前に相談内容を精査し、介護サービスの利用などの相談については、認知症介護相談事業（新規）での対応を図る。
- 訪問相談については、事前に認知症地域支援推進員を含む高齢者相談センター職員が訪問し、状況を確認するとともに、対象者の了解を得たうえで専門医に依頼し実施する。

#### 5 相談体制

現行の認知症専門医による認知症「もの忘れ」相談体制

認知症専門医 5名  
高齢者相談センター4所×1名×6回 計24回（1名あたり最大年6回）

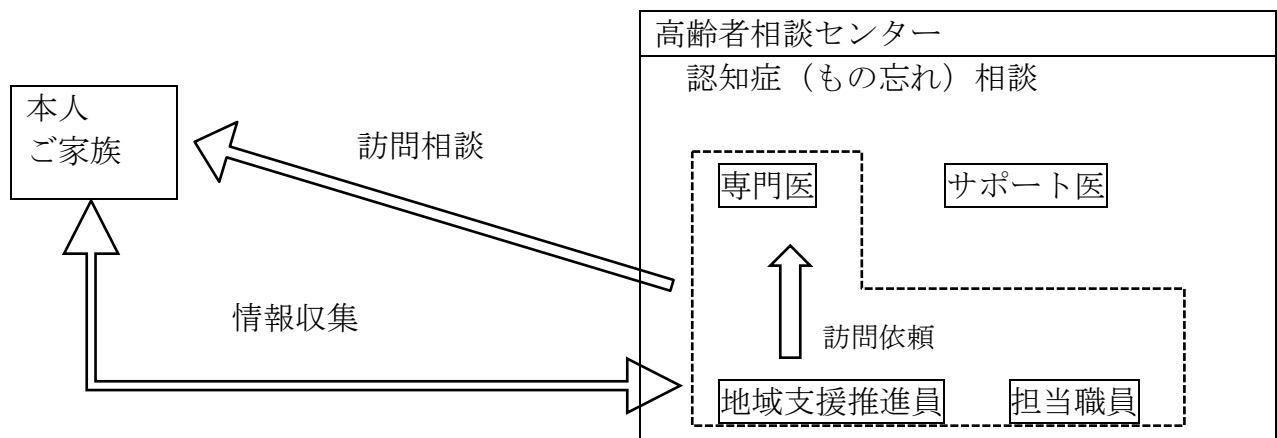


平成27年度以降の専門医・サポート医による相談体制

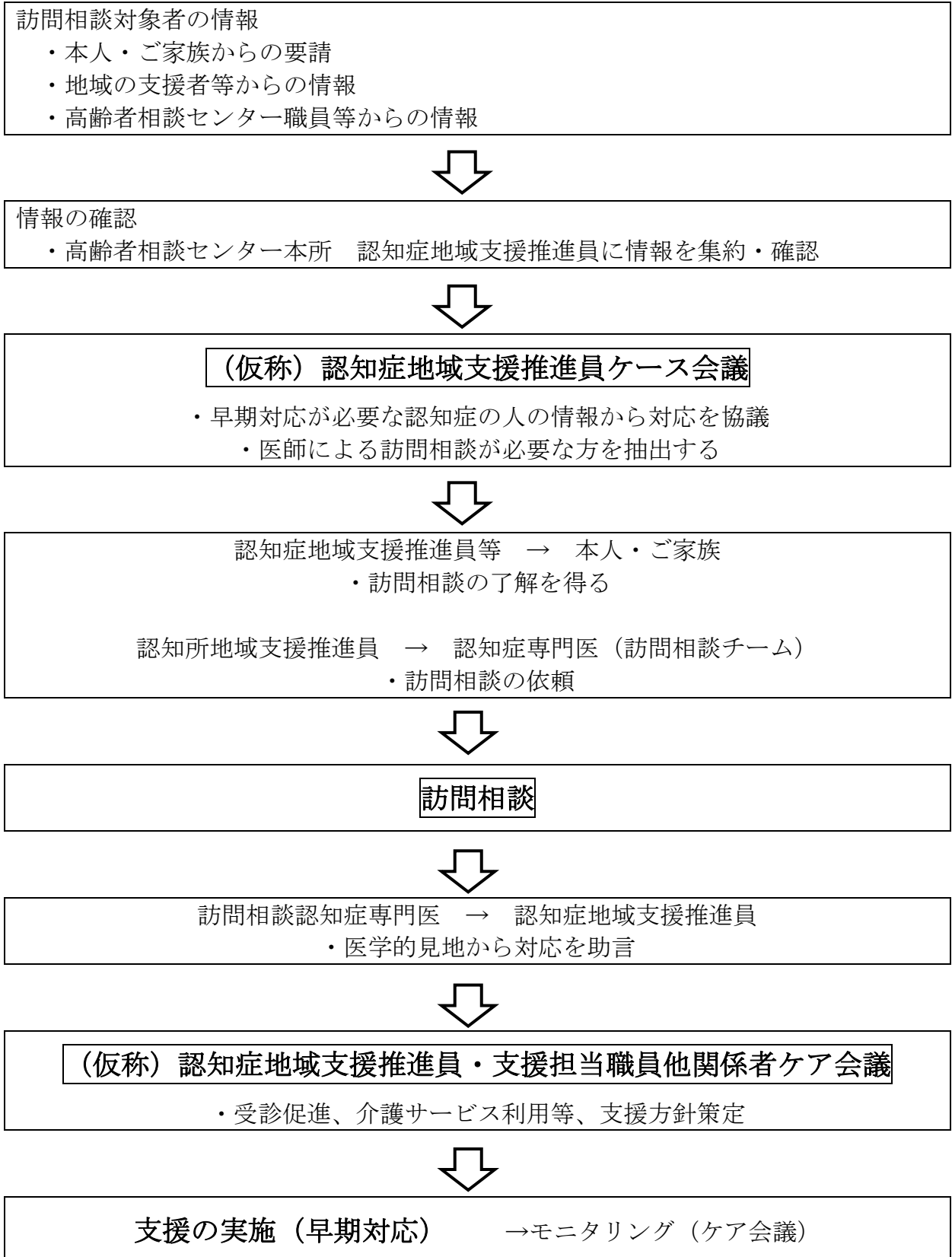
相談体制  
専門医・サポート医 計 名 ※ 来年度の協力体制 h26.8 現在：別紙参照  
高齢者相談センター4所×2名×6回 計48回（1名あたり最大年6回）  
※ 現行の相談体制に 名のサポート医・専門医を加え体制を作る

訪問相談体制  
専門医＋認知症地域支援推進員・担当職員（医療職・福祉職） 計3名以上

- 訪問相談イメージ



## 6 訪問相談の流れ



(参考)

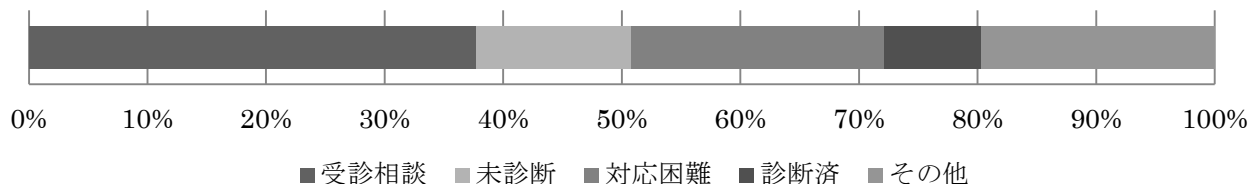
① 平成24年度 相談主訴

相談の主訴を表4のように5つに分類して集計した。(表1、図1)

表1

分類	内容	件数	割合
受診相談	相談者が認知症かどうかの判断を求めているもの。	23件	37.7%
未診断	症状はあるが、受診拒否等により、受診するまでの手段に難渋しているもの。	8件	13.1%
対応困難	診断の有無にかかわらず、妄想や暴力等により相談者が困窮しているもの。	13件	21.3%
診断済	認知症と診断されているが、対応の仕方などの助言を求めているもの。	5件	8.2%
その他	上記にあてはまらないもの。	12件	19.7%
合計		61件	100%

図1



② 相談結果

相談結果は、表5のように6つに分類して集計している。(表2、図2)

表2

分類	延べ件数	割合(n=61)
①医療機関への受診のすすめ	46	75.4%
②介護保険申請のすすめ	20	32.8%
③在宅サービスの活用	16	26.2%
④家族の接し方の助言	38	62.3%
⑤本人への助言	19	31.1%
⑥その他	8	13.1%

図2

